

「令和6年版 働く女性の実情」の概要 —令和6年の働く女性の状況

厚生労働省 雇用環境・均等局 雇用機会均等課

厚生労働省雇用環境・均等局は、昭和28年(1953年)から毎年、働く女性に関する動きを取りまとめ、「働く女性の実情」として紹介しています。令和6年版においては、Iで各種統計資料を用いて「令和6年の働く女性の状況」を、IIで厚生労働省が行っている対策を「働く女性に関する対策の概況」として取りまとめています。ここでは、「令和6年の働く女性の状況」の主な内容をご紹介します。

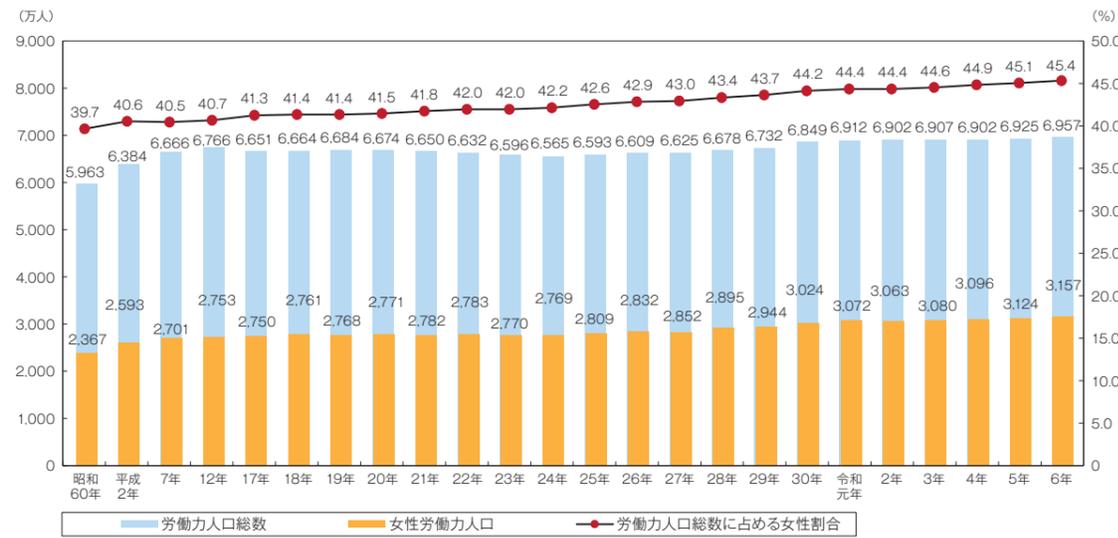
1 女性の労働力率の上昇と配偶関係別労働力率の変化

(1) 労働力人口と労働力率

令和6年の女性の労働力人口は3,157万人と前年に比べ33万人増加(前年比1.1%増)しています。また、労働力人口総数は前年より32万人増加(同0.5%増)し6,957万人となり、労働力人口総数に占める女性の割合は45.4%(前年差0.3ポイント上昇)と過去最高を更新しました(図1)。

次に、女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)をみると55.6%と前年に比べ0.8ポイント上昇しています。また、生産年齢(15~64歳)についてみると、前年より0.9ポイント上昇し76.1%となっています。

図1 労働力人口及び労働力人口総数に占める女性割合の推移



資料出所：総務省「労働力調査」

「労働力人口の男女別構成比」は、厚生労働省雇用環境・均等局作成。

注) 総務省「労働力調査」に係る平成23年統計については、東日本大震災の影響により、関連統計等を用いて補完推計した値である。昭和57年から5年ごとに算出の基礎となるベンチマーク人口の基準を切り替えており、それぞれ切替に伴う変動がある。平成27年から令和3年までの数値は、比率を除き、令和2年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づいて適及又は補正した時系列接続用数値に置き換えて掲載した。また、平成17年から21年までの数値は、平成22年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づき、平成22年から26年までの数値は、平成27年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づく時系列接続用数値を掲載している。

また、女性の労働力率を年齢階級(5歳階級)別にみると、「25~29歳」(88.9%)と「45~49歳」(83.9%)を左右のピークとし、「35~39歳」(81.4%)を底とするカーブを描いています。10年前の平成26年と比較すると、全ての年齢階級で労働力率が上昇し、グラフ全体の形は底が解消されM字型から台形に近づきつつあります(図2)。

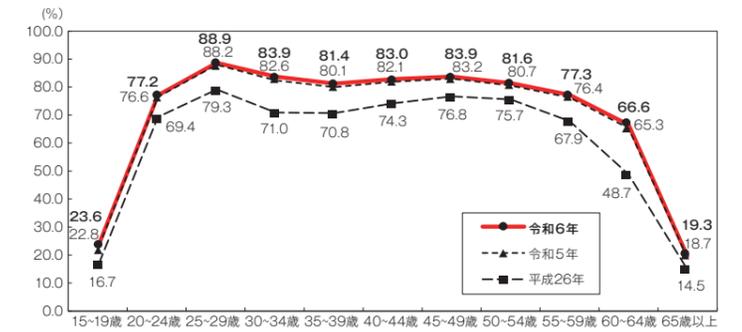
(2) 女性の配偶関係別労働力率

配偶関係別に令和6年の女性の労働力率をみると、未婚者は68.8%、有配偶者は59.0%、死別・離別者は32.2%となりました。

年齢階級別に未婚又は有配偶者女性の労働力率をみると、未婚者では「25~29歳」が92.5%と最も高くなっています。

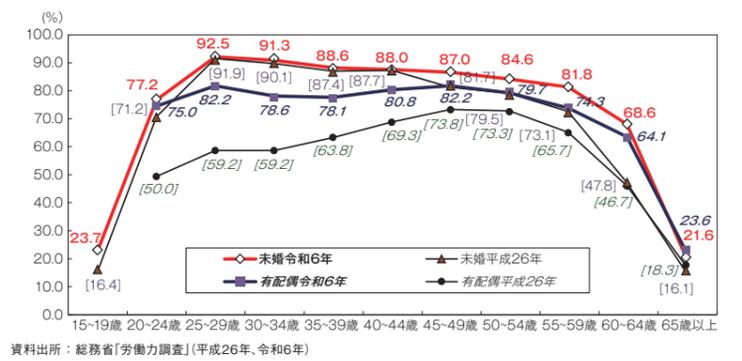
一方、有配偶者は「25~29歳」と「45~49歳」が82.2%と最も高く、前年に比べ、「20~24歳」を除く年齢階級において労働力率は上昇しています。10年前の平成26年と比較すると、全ての年齢階級で労働力率は上昇しており、上昇幅が最も大きいのは「20~24歳」で25.0ポイント上昇しています。女性の年齢階級別労働力率の底である「35~39歳」も14.3ポイント上昇しています。(図3)。

図2 女性の年齢階級別労働力率



資料出所：総務省「労働力調査」

図3 女性の配偶関係、年齢階級別労働力率



資料出所：総務省「労働力調査」(平成26年、令和6年)

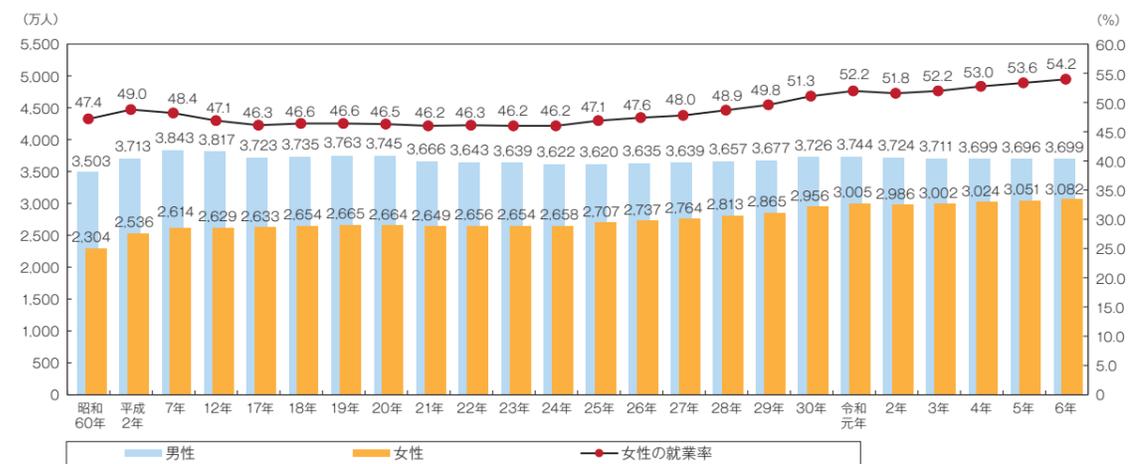
2 女性雇用者の状況

(1) 女性の就業者数と就業率

令和6年の女性の就業者数は3,082万人と前年に比べ31万人増加(前年比1.0%増)しています。就業率(15歳以上人口に占める就業者の割合)は54.2%と、前年に比べ0.6ポイント上昇となっています。(図4)

また、25~44歳の女性の就業者数は1,098万人となり、前年に比べ3万人増加しています。就業率(25~44歳人口に占める就業者の割合)は81.9%と前年に比べ1.1ポイント上昇となっています。

図4 男女別就業者数及び女性の就業率の推移



資料出所：総務省「労働力調査」

注) 総務省「労働力調査」に係る平成23年統計については、東日本大震災の影響により、関連統計等を用いて補完推計した値である。平成27年から令和3年までの数値及び、平成17年から21年までの数値及び、平成22年から26年までの数値については推計人口の基準となる国勢調査のベンチマーク人口が異なるため適及又は補正した時系列接続用数値を用いている。

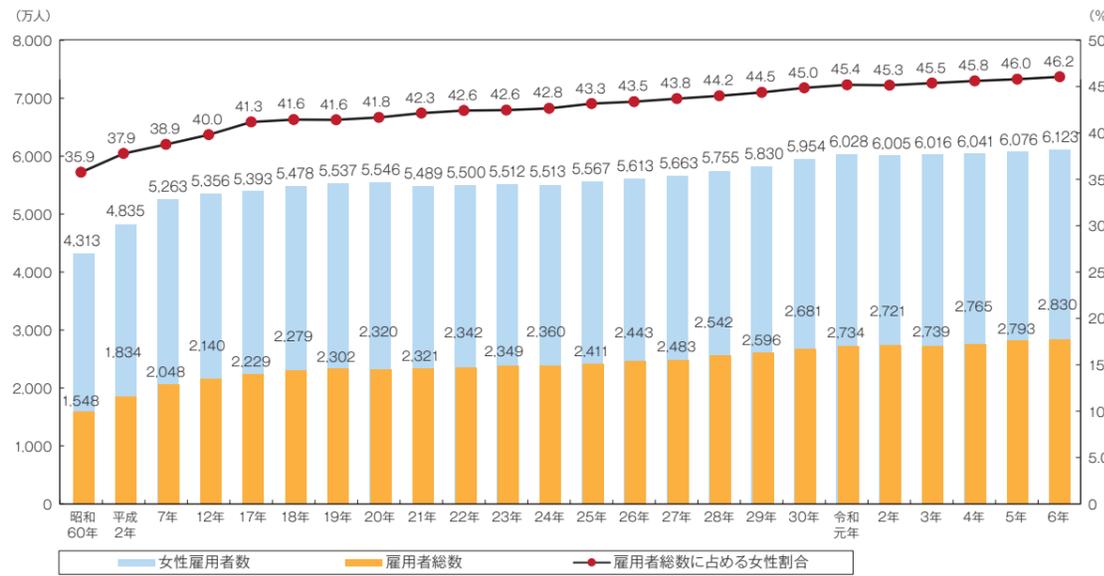
(2) 女性の雇用者数と雇用形態

令和6年の女性の雇用者数は2,830万人と前年に比べ37万人増加(前年比1.3%増)しています。雇用者総数は6,123万人であり、雇用者総数に占める女性の割合は前年より0.2ポイント上昇し46.2%となっています(図5)。

役員を除く雇用者数を雇用形態別にみると、令和6年の女性は「正規の職員・従業員」が1,299万人と前年に比べ31万人増加(前年比2.4%増)となり、10年連続で増加しています。一方、「非正規の職員・従業員」は前年に比べ3万人増加し1,444万人(同0.2%増)となっています。

女性雇用者総数に占める割合(役員を除く。)は「正規の職員・従業員」47.4%(前年差0.6ポイント上昇)、「非正規の職員・従業員」52.6%(同0.6ポイント低下)となっています。また、「非正規の職員・従業員」の内訳をみると「パート・アルバイト」41.5%(同0.4ポイント低下)、「労働者派遣事業所の派遣社員」3.4%(同0.1ポイント低下)、「契約社員・嘱託」6.1%(同0.2ポイント低下)、「その他」1.6%(前年同)となっています。

図5 雇用者数及び雇用者総数に占める女性割合の推移

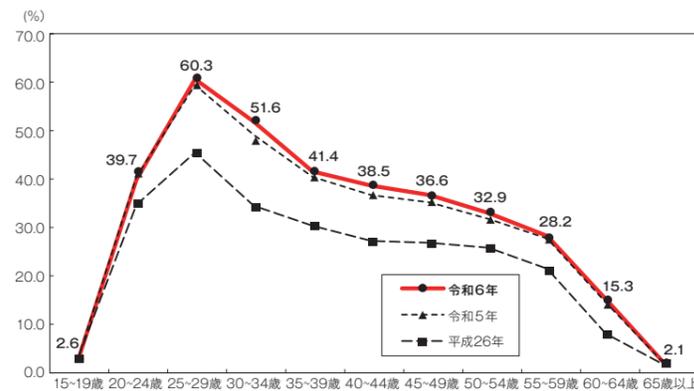


資料出所：総務省「労働力調査」
「雇用者総数に占める女性割合」は、厚生労働省雇用環境・均等局作成。
注1 総務省「労働力調査」に係る平成23年統計については、東日本大震災の影響により、関連統計等を用いて補完推計した値である。平成27年から令和3年までの数値及び、平成17年から21年までの数値及び、平成22年から26年までの数値については推計人口の基準となる国勢調査のベンチマーク人口が異なるため適宜又は補正した時系列接続用数値を用いている。
2 年齢階級別雇用者数について、平成25年、平成26年、平成27年、平成30年、令和元年、令和2年、令和3年は特殊系列(選及結果表等)から数値を引用。

(3) 女性の年齢階級別正規雇用比率

女性の正規雇用比率(女性の15歳以上人口に占める「正規の職員・従業員」の割合)を年齢階級別に見ると、「15~19歳」が2.6%、「20~24歳」が39.7%、「25~29歳」が60.3%、「30~34歳」が51.6%、「35~39歳」が41.4%、「40~44歳」が38.5%、「45~49歳」が36.6%、「50~54歳」が32.9%、「55~59歳」が28.2%、「60~64歳」が15.3%、「65歳以上」が2.1%となっており、「25歳~29歳」をピークとするL字型の形になっています。(図6)

図6 女性の年齢階級別正規雇用比率



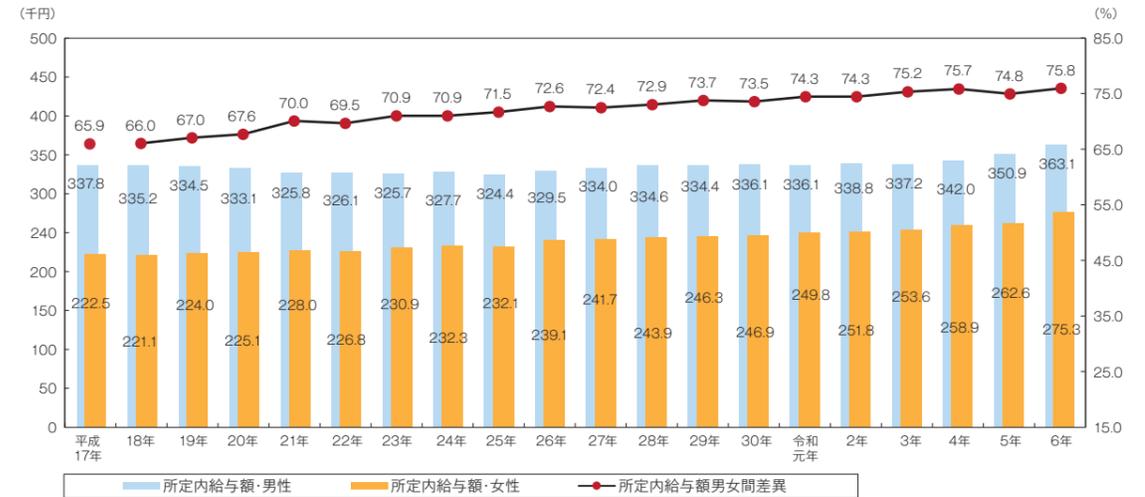
資料出所：総務省「労働力調査」より厚生労働省雇用環境・均等局作成
注：女性の正規雇用比率は、「正規の職員・従業員」/「15歳以上人口」×100

3 男女間賃金差異

令和6年の一般労働者(常用労働者のうち短時間労働者以外の者)の所定内給与額は女性が27万5,300円、男性は36万3,100円となっており、男女間の賃金差異(男性=100.0とした場合の女性の所定内給与額)は75.8(前年74.8)となっています。(図7)

この差異について、学歴や年齢、勤続年数、役職(部長級、課長級、係長級などの役職)の違いによって生じる賃金差異生成効果(女性の労働者構成が男性と同じであると仮定して算出した女性の平均所定内給与額を用いて男性との比較を行った場合に、差異がどの程度縮小するかをみて算出)を算出すると、役職の違いによる影響が8.8と最も大きく、そのほか勤続年数の違いによる影響も3.6と大きくなっています。(図8)

図7 一般労働者の所定内給与額及び男女間賃金差異の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
注1 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
注2 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週間の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
注3 「正社員・正職員」は事業所で正社員、正職員とする者をいう。
注4 企業規模10人以上の結果を集計している。
注5 男女間賃金差異は、男性の所定内給与額を100.0とした場合の女性の所定内給与額を次の式により算出した。
所定内給与額の男女間賃金差異=女性の所定内給与額÷男性の所定内給与額×100
注6 平成30年より、次のとおり常用労働者の定義が変更されている。(平成29年までは1か月を超える期間)。
常用労働者…1か月以上の期間を定めて雇われている者
注7 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
注8 令和2年より推計方法を変更している。
注9 ※平成18~令和元年は令和2年以降と同じ推計方法で集計した数値を掲載したものである。

図8 男女間の賃金差異の要因(単純分析)

調整した事項		役職	勤続年数	学歴	労働時間	年齢	企業規模	産業
男女賃金差異	男女間差異(原数値)①	75.8						
	男女間差異(調整後)②	84.6	79.4	78.0	77.7	76.4	75.9	74.5
男女間差異の縮小の程度②-①		8.8	3.6	2.2	1.9	0.6	0.1	-1.3

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和6年)より厚生労働省雇用環境・均等局算出。
注1 「原数値」は男性100に対する、実際の女性の賃金水準
注2 「調整後」は女性の各要因の労働者構成が男性と同じと仮定した場合の賃金水準

詳細は「令和6年版 働く女性の実情」をご覧ください。
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/josei-jitsujo/24.html>